平成２５年（フ）第２７号
愛知県田原市姫見台17番地　アルグ・ソラーレ101、従前の住所愛知県田原市吉胡台１丁目59番地
債務者　橋本　美鈴
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２０６号
長崎県佐世保市東浜町１番地１、旧住所東京都西東京市ひばりが丘北４丁目１番９号　ビレッジワン102号
債務者　古川　隆次
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４号
長崎県佐世保市上原町374番地５　フラワーガーデンＢ102、旧住所長崎県佐世保市大和町998番地２
債務者　藤原　雄希
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
長崎県佐世保市名切町４番24号、旧住所長崎県佐世保市光月町４番17号
債務者　池田　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２２０号
長崎県佐世保市大和町1164番地、旧住所長崎県佐世保市神島町15番42号
債務者　大串　義則
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４３号
栃木県佐野市田沼町1425番地
破産者　森勝商事有限会社
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市城間町1564番地１
破産者　有限会社サンテック
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
長崎県佐世保市天神４丁目16番37号
破産者　有限会社村上興業
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
千葉県船橋市三山４丁目２番11号
破産者　中沢　義和
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５２号
千葉県船橋市八木が谷５丁目18番17号
破産者　柴田　俊夫
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９７４号
千葉市花見川区大日町1465番地の１
破産者　有限会社大日工芸
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２９７号
千葉県船橋市三山５丁目54番地９号
破産者　有限会社ふじ工芸
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７号
滋賀県東近江市垣見町1547番地ドレメテナント２階
破産者　矢野総業有限会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第８号
滋賀県東近江市佐野町728番地　パークシティ能登川606号、開始時の外国人登録原票上の住所滋賀県野洲市小篠原846番地２　レジデンス山崎102号
破産者　矢野正彦こと　ヤノ　オラボ　マサヒコ
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４２号
滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺380番地、商業登記簿上の本店所在地滋賀県愛知郡愛荘町常安寺592番地
破産者　株式会社フタバ
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１９５号
奈良県大和郡山市筒井町字サガミ942番地１
破産者　奈良中央畜産株式会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３０３号
徳島県吉野川市山川町翁喜台333番地、旧住所徳島県吉野川市山川町川東215番地１
破産者　土井　計二
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３１号
札幌市西区西町北18丁目３番22号
破産者　北海道ＣＭＣ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部